

川崎市国民保護計画 変更箇所一覧

項目	現計画での頁	変更後	変更前	変更理由
第1部 第1章	1	第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等《 危機管理本部 》	第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等《 危機管理室 》	組織改正に伴う変更
第1部 第1章	2	※この計画において、各局室区、 危機管理本部 については、市国民保護警戒本部体制又は市国民保護対策本部体制が設置された場合には、各部、各区本部、本部事務局に読み替える。	※この計画において、各局室区、 総務局危機管理室 については、市国民保護警戒本部体制又は市国民保護対策本部体制が設置された場合には、各部、各区本部、本部事務局に読み替える。	組織改正に伴う変更
第1部 第2章	6	第2章 国民保護措置に関する基本方針《 危機管理本部 》	第2章 国民保護措置に関する基本方針《 危機管理室 》	組織改正に伴う変更
第1部 第2章	7	9 地域特性への配慮 川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形であり、東京を中心とする多数の幹線道路、鉄道路線が市域を横断している。このため、都心へのアクセス環境の良さから、宅地開発が進み、人口密度は1k㎡当たり 10,680人（令和5年4月1日時点） と都市化が進んだ過密都市となっている。	9 地域特性への配慮 川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形であり、東京を中心とする多数の幹線道路、鉄道路線が市域を横断している。このため、都心へのアクセス環境の良さから、宅地開発が進み、人口密度は1k㎡当たり 10,033人（平成25年10月1日時点） と都市化が進んだ過密都市となっている。	時点修正
第1部 第3章	9	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等《 危機管理本部 》	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等《 危機管理室 》	組織改正に伴う変更

第1部 第3章 第3節	11	7 <u>関東農政局</u> <u>(神奈川県拠点)</u>	7 <u>関東農政局</u>	時点修正
第1部 第3章 第5節	13	4 電気事業者 <u>東京電力パワーグリッド(株)</u> (川崎支社) <u>(削除)</u> 電源開発(株)	4 電気事業者 <u>東京電力(株)</u> (川崎支社) <u>(川崎支社高津営業センター)</u> 電源開発(株)	組織改正 に伴う 変更
第1部 第4章	17	第4章 市の地理的、社会的特徴 <u>《危機管理本部》</u>	第4章 市の地理的、社会的特徴 <u>《危機管理室》</u>	組織改正 に伴う 変更
第1部 第4章	17	1 地理的特徴 (略) (3) 海岸線及び水路等 (略) <u>(削除)</u> この地区は港湾機能の拡充を図りつつ、大規模地震発生時に緊急物資を輸送する耐震強化岸壁の整備や国による基幹的広域防災拠点の整備が行われた。	1 地理的特徴 (略) (3) 海岸線及び水路等 (略) <u>近年</u> この地区は港湾機能の拡充を図りつつ、大規模地震発生時に緊急物資を輸送する耐震強化岸壁の整備や国による基幹的広域防災拠点の整備が行われた。	時点修正
第1部 第4章	17	(4) 気象 本市の年間の平均気温の平年値は1.6度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の <u>6.1</u> 度が最低値、8月の <u>27.0</u> 度が最高値である。	(4) 気象 本市の年間の平均気温の平年値は1.6度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の <u>5.9</u> 度が最低値、8月の <u>26.7</u> 度が最高値である。	時点修正

		年間降水量は、この10年は <u>1,100</u> ～ <u>1,600</u> mmとなっている。また、過去10年間（平成 <u>24</u> 年～ <u>令和3</u> 年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均 <u>2.9</u> 日発生しており、最大1時間雨量は、 <u>麻生区</u> の観測地において <u>106</u> mmを記録している。	年間降水量は、この10年は <u>1,400</u> ～ <u>2,000</u> mmとなっている。また、過去10年間（平成 <u>16</u> 年～ <u>25</u> 年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均 <u>2.5</u> 日発生しており、最大1時間雨量は、 <u>中原区及び高津区</u> の観測地において <u>85</u> mmを記録している。	
第1部 第4章	18	<p>2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口及び人口分布</p> <p>市の人口は<u>1,541,640</u>人（<u>令和5</u>年4月1日時点）、世帯数は<u>767,704</u>世帯であり、市全体の人口密度は1k㎡当たり<u>10,680</u>人（面積<u>144.35</u>k㎡）となる。人口密度を区別に見ると、川崎区の<u>5,727</u>人・麻生区の<u>7,816</u>人以外の各区はみな1万人を超え、政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市となっている。</p> <p>近年事業所の市域外への移転や、駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや、中・北部地域における宅地開発等により、人口増加比率では政令市及び東京都区部の中では上位に位置している。</p> <p>最新の国勢調査（<u>令和2</u>年）によると昼間人口比率は<u>87.3</u>%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約<u>18.9</u>万人（約<u>12</u>%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約<u>6.4</u>万人（約5%）である。また、65歳以上の人口は約<u>30.1</u>万人（約<u>20</u>%）である。</p>	<p>2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口及び人口分布</p> <p>市の人口は<u>1,448,196</u>人（<u>平成25</u>年10月1日時点）、世帯数は<u>678,310</u>世帯であり、市全体の人口密度は1k㎡当たり<u>10,033</u>人（面積<u>144.35</u>k㎡）となる。人口密度を区別に見ると、川崎区の<u>5,416</u>人・麻生区の<u>7,516</u>人以外の各区はみな1万人を超え、政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市となっている。</p> <p>近年事業所の市域外への移転や、駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや、中・北部地域における宅地開発等により、人口増加比率では政令市及び東京都区部の中では上位に位置している。</p> <p>最新の国勢調査（<u>平成22</u>年）によると昼間人口比率は<u>89.5</u>%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約<u>18.6</u>万人（約<u>13</u>%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約<u>6.7</u>万人（約5%）である。また、65歳以上の人口は約<u>23.7</u>万人（約<u>17</u>%）である。</p>	時点修正

第1部 第4章	18	<p>(2) 土地</p> <p>最新の川崎市の土地利用現況（平成 <u>27</u> 年度調査結果）によれば、市域面積の <u>85.4</u>%が都市的土地利用に供されており、自然的土地利用は市域の <u>14.6</u>%となっている。都市的土地利用の内訳は、住宅系土地利用 <u>34.0</u>%、商業系土地利用 <u>5.0</u>%、工業用地 <u>11.0</u>%となっている。</p> <p><u>令和3</u> 年末現在の都市計画区域は、<u>14,435</u>ha で、このうち市街化区域は <u>12,728</u>ha (88%)、市街化調整区域 <u>1,707</u>ha (12%) となっている。</p>	<p>(2) 土地</p> <p>最新の川崎市の土地利用現況（平成 <u>22</u> 年度調査結果）によれば、市域面積の <u>84.8</u>%が都市的土地利用に供されており、自然的土地利用は市域の <u>15.2</u>%となっている。都市的土地利用の内訳は、住宅系土地利用 <u>32.9</u>%、商業系土地利用 <u>4.3</u>%、工業用地 <u>11.2</u>%となっている。</p> <p><u>平成21</u> 年末現在の都市計画区域は、<u>14,435</u>ha で、このうち市街化区域は <u>12,726</u>ha (88%)、市街化調整区域 <u>1,709</u>ha (12%) となっている。</p>	時点修正
第1部 第4章	18	<p>(3) 交通</p> <p><u>川崎市の鉄道網については、JR東海道線・京浜東北線・横須賀線、京急本線、東急東横線・田園都市線、小田急小田原線などの東京都心から放射状に広がり市内を横断する鉄道路線と、JR南武線や京急大師線などの市内や地域を縦断する鉄道路線により、本市の骨格となる鉄道網が形成されている。</u></p> <p><u>平成28年3月には、JR南武支線小田栄駅が開業するとともに、令和元年11月には、相鉄・JR直通線（西谷駅～羽沢横浜国大駅～武蔵小杉駅）の開始、令和5年3月には、相鉄・東急直通線（羽沢横浜国大駅～日吉駅）の開始など利便性の向上等が図られている。</u></p>	<p>(3) 交通</p> <p><u>川崎市は、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形のため、東京を中心とした放射状の交通網が多数存在し、市域を横断している。それに比べて市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は、質、量ともに整備が遅れている。</u></p> <p><u>鉄道網については、JR、私鉄各線合わせて15路線あるが、そのうち市域を縦貫する旅客路線はJR南武線だけである。また、市域を横断する私鉄各線は近年複々線化や他の会社線からの相互乗り入れ等が進み、近隣都市への輸送力が増加している。とりわけJR横須賀線武蔵小杉駅の開業により、JR南武線から都心、成田空港、伊豆方面への乗り換えが便利になるとともに、東急東横線、目黒線との乗り換えもでき、市内の新たな交通拠点として、利便性向上が図られている。</u></p>	時点修正

		<p><u>道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、総延長は令和4年4月現在、約2,500キロメートルである。また、日常生活における安全、安心、快適な交通環境に構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進しており、現在、都市計画道路の整備率は約69%となっている。</u></p> <p><u>また、羽田空港が再拡張国際化され、令和4年3月には、川崎区殿町三丁目の殿町地区（キングスカイフロント）と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区（羽田グローバルウイングズ）を結ぶ多摩川スカイブリッジが開通した。</u></p>	<p><u>道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの9路線の主要幹線道路は、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中線（府中街道）、鶴見溝ノ口線～野川菅生線（尻手黒川線）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線と少なく、整備が遅れている。これらの状況緩和のため、平成8年3月にはJR南武線の連続立体交差事業（武蔵小杉～第三京浜道路交差部）が完了し、平成14年4月には、東京湾横断道路（アクアライン）と接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、川崎浮島ジャンクション～殿町出入口までが開通、また平成22年10月には、殿町～大師ジャンクションまでが開通となった。</u></p> <p><u>また、今後は羽田空港が再拡張国際化されたことから、本市側（神奈川県側）からの新たな神奈川口開設への調整に伴い、アクセス網の整備が必要とされる。</u></p>	
第1部 第4章	19	<p>(4) 都市構造</p> <p>ア 都市化・再開発</p> <p>高度成長化の中、京浜工業地帯の中核として急成長を遂げた本市であるが、近年多くの企業は輸送網が整備され、地価・人件費等の比較的安価な地方都市及び海外への移転、事業所の統廃合等を進め、市域からの転出が続いていた。その結果、市内の主要駅周辺においても跡地利用として、大規模集合住宅や大規模集客施設が立ち並ぶこととなり、第三次産業の発展や鉄道各線の輸送力の向上ともあいまって、<u>削除</u> 人口の</p>	<p>(4) 都市構造</p> <p>ア 都市化・再開発</p> <p>高度成長化の中、京浜工業地帯の中核として急成長を遂げた本市であるが、近年多くの企業は輸送網が整備され、地価・人件費等の比較的安価な地方都市及び海外への移転、事業所の統廃合等を進め、市域からの転出が続いていた。その結果、市内の主要駅周辺においても跡地利用として、大規模集合住宅や大規模集客施設が立ち並ぶこととなり、第三次産業の発展や鉄道各線の輸送力の向上ともあいまって、<u>顕著に</u>人口の増</p>	時点修正

		<p>増加が進んでいる。</p> <p>イ 産業活動</p> <p>臨海部については、<u>石油精製、化学、鉄鋼等の素材産業やエネルギー、物流施設が集積して国内有数のコンビナートを形成しているが、近年では、グローバル化の進展や産業構造の変化等の影響により、産業の新陳代謝も進んでおり、<u>殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」が形成されるとともに、新たな産業創出やカーボンニュートラル化に向けた取組などが加速している。</u></u></p>	<p>増加が進んでいる。</p> <p>イ 産業活動</p> <p>臨海部については<u>石油化学コンビナートを形成し重化学工業が中心ではあるが、流通産業の大規模ターミナルの建設など、産業構造の変革が見受けられる。今後は、<u>羽田空港の再拡張国際化等に伴い、ますます流通産業のハブ都市としての発展も予想される。</u></u></p>	
第1部 第4章	19	<p>(5) 危険物等の集積施設等 (略)</p> <p>同地区には<u>令和3年</u>貨物取扱量国内第<u>10</u>位の国際戦略港湾「川崎港」があり、京浜港の一翼を担う国際貿易港、国内輸送拠点港、京浜工業地帯の中核を成す工業港、エネルギー関連産業が集積する拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割を担っている。</p>	<p>(5) 危険物等の集積施設等 (略)</p> <p>同地区には<u>平成 24</u>年貨物取扱量国内第<u>8</u>位の国際戦略港湾「川崎港」があり、京浜港の一翼を担う国際貿易港、国内輸送拠点港、京浜工業地帯の中核を成す工業港、エネルギー関連産業が集積する拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割を担っている。</p>	時点修正
第1部 第4章	20	<p>(7) 集客施設等</p> <p>市域の<u>集客施設等</u>としては、正月初詣の<u>参拝客で賑わう川崎大師平間寺</u>や、Jリーグ川崎フロンターレの<u>ホームスタジアム</u>である<u>等々力陸上競技場</u>、ラゾーナ川崎プラザ等の大型複合商業施設、ミュージア川崎シンフォニーホールやアートセンターなどの芸術・文化施設<u>など</u>があり、市域の内外から多くの集客がある。</p>	<p>(7) 集客施設等</p> <p>市域の<u>観光資源</u>としては、正月初詣で<u>例年300万人の参拝客で賑わい、全国でも常に上位に名を連ねる川崎大師平間寺</u>や、Jリーグ川崎フロンターレの<u>ホームグラウンド</u>である<u>等々力競技場</u>、ラゾーナ川崎プラザ等の大型複合商業施設、ミュージア川崎シンフォニーホールやアートセンターなどの芸術・文化施設があり、市域の内外から多くの集客がある。</p>	時点修正

第1部 第5章	21	第5章 市国民保護計画が対象とする事態《 危機管理本部 》	第5章 市国民保護計画が対象とする事態《 危機管理室 》	組織改正 に伴う 変更
第2部 第1章	23	第1章 組織・体制の整備等《 危機管理本部 ・各局(室)区》	第1章 組織・体制の整備等《 危機管理室 ・各局(室)区》	組織改正 に伴う 変更
第2部 第1章 第1	23	1 各局(室)区における平素の業務 (略)	1 各局(室)区における平素の業務 (略)	組織改正 に伴う 変更

局(室)区名	主 な 業 務 の 内 容
<u>危機管理本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民の保護に関する総合調整に関すること 市国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護計画に関すること 初動体制の整備に関すること 職員の参集基準の整備に関すること 通信体制(非常通信体制)の整備に関すること 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること 関係機関(国、県、近隣する市区町村、協定市、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関・団体等)との連携体制の整備に関すること (削除) (削除) 輸送対策の連携体制及び資機材の整備に関すること 国民の権利利益の救済に関する事務の整備に関すること 研修、訓練及び啓発に関すること 危機情報等の収集、分析、提供に関すること
<u>総務局</u> (<u>危機管理室</u> を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 国民の保護に関する総合調整に関すること 市国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護計画に関すること 初動体制の整備に関すること 職員の参集基準の整備に関すること 通信体制(非常通信体制)の整備に関すること 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること 関係機関(国、県、近隣する市区町村、協定市、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関・団体等)との連携体制の整備に関すること <u>報道機関との連絡調整に関すること</u> <u>国民保護に関する広聴に関すること</u> 輸送対策の連携体制及び資機材の整備に関すること 国民の権利利益の救済に関する事務の整備に関すること 研修、訓練及び啓発に関すること 危機情報等の収集、分析、提供に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊標章等の交付、管理に関する事 ・ 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報に係る整備に関する事 ・ 避難・救援体制の整備に関する事 ・ 避難施設の指定に関する事 ・ 避難所及び地域防災拠点の整備に関する事 ・ 災害ボランティアとの連携に関する事 ・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・ 市民の防災知識の普及及び防災力の向上に関する事 ・ 自主防災組織等の支援に関する事 ・ 物資・資器材〔他局に属さないもの〕の備蓄及び調達体制の整備に関する事 ・ 装備・資器材の整備・調達に関する事 ・ 生活関連等施設の把握に関する事 ・ 生活関連等施設、危険物質等取扱所の情報に関する事 ・ 災害時要援護者に対する避難支援等の啓発・体制整備に関する事 ・ 事業所に対する自主防災体制の啓発に関する事 ・ 災害復興に関する事 ・ (削除) ・ (削除) ・ 他の局(室)区に属さない国民保護措置等に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊標章等の交付、管理に関する事 ・ 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報に係る整備に関する事 ・ 避難・救援体制の整備に関する事 ・ 避難施設の指定に関する事 ・ 避難所及び地域防災拠点の整備に関する事 ・ 災害ボランティアとの連携に関する事 ・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事 ・ 市民の防災知識の普及及び防災力の向上に関する事 ・ 自主防災組織等の支援に関する事 ・ 物資・資器材〔他局に属さないもの〕の備蓄及び調達体制の整備に関する事 ・ 装備・資器材の整備・調達に関する事 ・ 生活関連等施設の把握に関する事 ・ 生活関連等施設、危険物質等取扱所の情報に関する事 ・ 災害時要援護者に対する避難支援等の啓発・体制整備に関する事 ・ 事業所に対する自主防災体制の啓発に関する事 ・ 災害復興に関する事 ・ <u>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事</u> ・ <u>国際交流協会との連絡調整に関する事</u> ・ 他の局(室)区に属さない国民保護措置等に関する事 									
第2部 第1章 第1	24	<table border="1"> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務企画局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>報道機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護に関する広報・広聴に関する事</u> ・ <u>情報収集・伝達・提供等の体制整備に関する事</u> </td> </tr> </table>	(削除)		総務企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>報道機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護に関する広報・広聴に関する事</u> ・ <u>情報収集・伝達・提供等の体制整備に関する事</u> 	<table border="1"> <tr> <td>総合企画局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画の総合調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新設)</u> </td> </tr> </table>	総合企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画の総合調整に関する事 		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新設)</u> 	組織改正 に伴う 変更
(削除)												
総務企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>報道機関との連絡調整に関する事</u> ・ <u>国民保護に関する広報・広聴に関する事</u> ・ <u>情報収集・伝達・提供等の体制整備に関する事</u> 											
総合企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画の総合調整に関する事 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新設)</u> 											

			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</u> ・ 復興計画の総合調整に関すること 															
第2部 第1章 第1	24	<table border="1"> <tr> <td><u>市民文化局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ <u>国際交流協会との連絡調整に関すること</u> ・ 災害ボランティアとの連携に関すること </td> </tr> <tr> <td>経済労働局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>こども未来局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること </td> </tr> </table>	<u>市民文化局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ <u>国際交流協会との連絡調整に関すること</u> ・ 災害ボランティアとの連携に関すること 	経済労働局	(略)	環境局	(略)	健康福祉局	(略)	<u>こども未来局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること 	<table border="1"> <tr> <td><u>市民・こども局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること ・ 国民保護に関する広報に関すること ・ 災害ボランティアとの連携に関すること </td> </tr> <tr> <td><u>こども本部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること </td> </tr> </table>	<u>市民・こども局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること ・ 国民保護に関する広報に関すること ・ 災害ボランティアとの連携に関すること 	<u>こども本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること 	組織改正 に伴う 変更
<u>市民文化局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ <u>国際交流協会との連絡調整に関すること</u> ・ 災害ボランティアとの連携に関すること 																	
経済労働局	(略)																	
環境局	(略)																	
健康福祉局	(略)																	
<u>こども未来局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること 																	
<u>市民・こども局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・ 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること ・ 国民保護に関する広報に関すること ・ 災害ボランティアとの連携に関すること 																	
<u>こども本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・ 児童福祉施設等の保全に関すること 																	
第2部 第1章 第1	25	<table border="1"> <tr> <td><u>臨海部国際戦略</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>所管施設の保全に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td><u>本部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>臨海部事業所等との連絡調整に関すること</u> </td> </tr> </table>	<u>臨海部国際戦略</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>所管施設の保全に関すること</u> 	<u>本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>臨海部事業所等との連絡調整に関すること</u> 	<u>(新設)</u>	組織改正 に伴う 変更										
<u>臨海部国際戦略</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>所管施設の保全に関すること</u> 																	
<u>本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>臨海部事業所等との連絡調整に関すること</u> 																	
第2部 第1章 第1	27	<p>2 市職員の体制《<u>危機管理本部</u>・各局(室)区》</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>危機管理本部</u>の体制</p> <p><u>危機管理本部</u>においては、夜間、休日等における緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、<u>管理職等</u>による宿日直体制をとり、24時間体制で情報の収集、伝達体制の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>2 市職員の体制《<u>危機管理室</u>・各局(室)区》</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>総務局危機管理室</u>の体制</p> <p><u>危機管理室</u>においては、夜間、休日等における緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、<u>危機管理室管理職等</u>による宿日直体制をとり、24時間体制で情報の収集、伝達体制の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	組織改正 等に伴う 変更														

		<p>ウ 市庁舎の体制 《総務企画局》</p> <p>市役所本庁舎 《削除》・第3庁舎及び第4庁舎においては、守衛（職員）及び警備員（委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。</p> <p>武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理本部に連絡し、警備の強化を行うなど庁舎管理機能の保全を図る。</p> <p>エ 区庁舎の体制 《各区役所》</p> <p>各区役所においては、守衛（職員及び委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。</p> <p>武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理本部に連絡し、警備の強化を行うなど区役所庁舎機能の保全を図る。</p>	<p>ウ 市庁舎の体制 《総務局》</p> <p>市役所本庁舎・第2庁舎・第3庁舎及び第4庁舎においては、守衛（職員）及び警備員（委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。</p> <p>武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室に連絡し、警備の強化を行うなど庁舎管理機能の保全を図る。</p> <p>エ 区庁舎の体制 《各区役所》</p> <p>各区役所においては、守衛（職員及び委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。</p> <p>武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室に連絡し、警備の強化を行うなど区役所庁舎機能の保全を図る。</p>	<p>時点修正</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
第2部 第1章 第2	28	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 (略)</p> <p>1 基本的考え方 《危機管理本部》 (略)</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 (略)</p> <p>1 基本的考え方 《危機管理室》 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
	29	<p>2 国との連携 《危機管理本部》 (略)</p> <p>3 県との連携 《危機管理本部》 (略)</p>	<p>2 国との連携 《危機管理室》 (略)</p> <p>3 県との連携 《危機管理室》 (略)</p>	
	30	<p>4 他の自治体との連携 《危機管理本部・消防局》 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携 《危機管理本部・健康福祉局・病院局・消防局》</p>	<p>4 他の自治体との連携 《危機管理室・消防局》 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携 《危機管理室・健康福祉局・病院局・消防局》</p>	

	31	<p>(略)</p> <p>(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握等 《危機管理本部・関係各局(室)区》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療機関との連携《健康福祉局・病院局・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、健康安全研究所をはじめ、<u>(公財)</u>日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等《危機管理本部・関係各局(室)区》</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握等 《危機管理室・関係各局(室)区》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療機関との連携《健康福祉局・病院局・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、健康安全研究所をはじめ、<u>(財)</u>日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等《危機管理室・関係各局(室)区》</p>	<p>時点修正</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
第2部 第1章 第2	31	<p>6 自主防災組織等に対する支援 《危機管理本部・総務企画局・市民文化局・健康福祉局・まちづくり局・消防局》</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援《危機管理本部・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 《危機管理本部・市民文化局・健康福祉局》</p>	<p>6 自主防災組織等に対する支援 《危機管理室・総務局・市民・こども局・健康福祉局・まちづくり局・消防局》</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援《危機管理室・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 《危機管理室・市民・こども局・健康福祉局》</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
第2部 第1章 第3	31 32	<p>第3 通信の確保《危機管理本部》</p> <p>(略)</p> <p>1 通信体制の整備《危機管理本部》</p> <p>(略)</p> <p>【本市の所有する通信網】</p>	<p>第3 通信の確保《危機管理室》</p> <p>(略)</p> <p>1 通信体制の整備《危機管理室》</p> <p>(略)</p> <p>【本市の所有する通信網】</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 (多重系・同報系・デジタル移動系 <u>(削除)</u>) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>神奈川県防災行政通信網</u> (<u>県防災行政通信網設備</u>の活用) <p>(略)</p> <p>【他の機関の所有する通信網との連携】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)</u> (<u>登録された利用者同士が交流できるwebサイトのサービスを用いた情報配信</u>) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー無線 (各社が保有するタクシー無線を活用〔<u>(一社)</u>神奈川県タクシー協会川崎支部及び川崎個人タクシー協同組合並びに川崎第1個人タクシー協同組合]) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 (多重系・同報系・デジタル移動系 <u>・テレメータ系</u>) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>神奈川県防災行政通信網及び災害情報管理システム</u> (<u>県防災行政通信網設備及び県災害情報管理システム専用端末</u>の活用) <p>(略)</p> <p>【他の機関の所有する通信網との連携】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>Twitter</u> (<u>Twitter社の提供する情報サービスを用いた情報配信</u>) <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー無線 (各社が保有するタクシー無線を活用〔(社)神奈川県タクシー協会川崎支部及び川崎個人タクシー協同組合並びに川崎第1個人タクシー協同組合]) 	<p>時点修正</p>
	33	<p>2 実践的な通信訓練の実施 <u>《危機管理本部》</u></p> <p>(略)</p> <p>3 非常時の通信体制の確保 <u>《危機管理本部》</u></p>	<p>2 実践的な通信訓練の実施 <u>《危機管理室》</u></p> <p>(略)</p> <p>3 非常時の通信体制の確保 <u>《危機管理室》</u></p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
第2部 第1章 第3	34	【川崎市の主な通信体制】	【川崎市の主な通信体制】	<p>組織改正に伴う変更</p>

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>川崎市</p> <p>平素にあつては、危機管理本部 警戒本部体制にあつては市警戒本部 市対策本部体制にあつては市対策本部</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>川崎市</p> <p>平素にあつては、総務局危機管理室 警戒本部体制にあつては市警戒本部 市対策本部体制にあつては市対策本部</p> </div>	
第2部 第1章 第3	34	<p>【川崎市の主な通信体制】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>— — — — 市防災無線</p> <p>- . - . - . 県防災行政通信網</p> <p>⋯ — — — 県石油コンビナート 等防災相互無線</p> <p>■ 市保有無線使用</p> </div>	<p>【川崎市の主な通信体制】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>— — — — 市防災無線</p> <p>- . - . - . 県防災無線</p> <p>⋯ — — — 県石油コンビナート 等防災相互無線</p> <p>■ 市保有無線使用</p> </div>	時点修正
第2部 第1章 第3	34	<p>【川崎市の主な通信体制】</p>	<p>【川崎市の主な通信体制】</p>	時点修正

		<table border="1"> <tr><th colspan="3">防災関係機関</th></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県庁</th></tr> <tr><td>くらし安全防災局 (危機管理防災課)</td><td>他各局</td><td>県教育委員会</td></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県警察本部</th></tr> <tr><th colspan="3">その他の県の機関</th></tr> <tr><td>県総合防災センター</td><td colspan="2">各土木事務所・治水事務所</td></tr> <tr><td>かながわ県民活動サポートセンター</td><td colspan="2">各地域県政総合センター</td></tr> <tr><td>(企)各事務所(水道・ダム)</td><td colspan="2">各流域下水道整備事務所</td></tr> <tr><td>衛生研究所</td><td colspan="2">各保健福祉事務所</td></tr> <tr><th colspan="3">各市町村・各消防機関</th></tr> <tr><td>川崎市・川崎市消防局</td><td colspan="2">横浜市・横浜市消防局</td></tr> <tr><td>相模原市・相模原市消防局</td><td colspan="2">各市町村</td></tr> <tr><th colspan="3">国の機関</th></tr> <tr><td>横浜地方気象台</td><td colspan="2">第三管区海上保安本部</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊武山駐屯地</td><td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監部</td></tr> <tr><th colspan="3">その他の機関</th></tr> <tr><td>日赤神奈川支部</td><td>県医師会</td><td>NHK横浜</td></tr> <tr><td>ラジオ日本</td><td>横浜エフエム</td><td>テレビ神奈川</td></tr> <tr><td>JR東日本</td><td>東京急行</td><td>京浜急行</td></tr> <tr><td>相模鉄道</td><td>東京電力</td><td>東京ガス</td></tr> <tr><td>日本通運横浜支店</td><td>水道企業団</td><td>県トラック協会</td></tr> </table>	防災関係機関			神奈川県庁			くらし安全防災局 (危機管理防災課)	他各局	県教育委員会	神奈川県警察本部			その他の県の機関			県総合防災センター	各土木事務所・治水事務所		かながわ県民活動サポートセンター	各地域県政総合センター		(企)各事務所(水道・ダム)	各流域下水道整備事務所		衛生研究所	各保健福祉事務所		各市町村・各消防機関			川崎市・川崎市消防局	横浜市・横浜市消防局		相模原市・相模原市消防局	各市町村		国の機関			横浜地方気象台	第三管区海上保安本部		陸上自衛隊武山駐屯地	海上自衛隊横須賀地方総監部		その他の機関			日赤神奈川支部	県医師会	NHK横浜	ラジオ日本	横浜エフエム	テレビ神奈川	JR東日本	東京急行	京浜急行	相模鉄道	東京電力	東京ガス	日本通運横浜支店	水道企業団	県トラック協会	<table border="1"> <tr><th colspan="3">防災関係機関</th></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県庁</th></tr> <tr><td>安全防災局 (災害消防課)</td><td>他各局</td><td>県教育委員会</td></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県警察本部</th></tr> <tr><th colspan="3">その他の県の機関</th></tr> <tr><td>県総合防災センター</td><td colspan="2">各土木事務所・治水事務所</td></tr> <tr><td>かながわ県民活動サポートセンター</td><td colspan="2">各地域県政総合センター</td></tr> <tr><td>工業保安課川崎駐在事務所</td><td colspan="2">がんセンター</td></tr> <tr><td>(企)各事務所(水道・ダム)</td><td colspan="2">こども医療センター</td></tr> <tr><th colspan="3">各市町村・各消防機関</th></tr> <tr><td>川崎市・川崎市消防局</td><td colspan="2">横浜市・横浜市消防局</td></tr> <tr><td>各市町村</td><td colspan="2">足柄消防組合</td></tr> <tr><th colspan="3">国の機関</th></tr> <tr><td>横浜地方気象台</td><td colspan="2">第三管区海上保安本部</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊武山駐屯地</td><td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監部</td></tr> <tr><th colspan="3">その他の機関</th></tr> <tr><td>日赤神奈川支部</td><td>県医師会</td><td>NHK横浜</td></tr> <tr><td>ラジオ日本</td><td>横浜エフエム</td><td>テレビ神奈川</td></tr> <tr><td>JR東日本</td><td>東京急行</td><td>京浜急行</td></tr> <tr><td>相模鉄道</td><td>東京電力</td><td>東京ガス</td></tr> <tr><td>日本通運横浜支店</td><td>水道企業団</td><td>県トラック協会</td></tr> </table>	防災関係機関			神奈川県庁			安全防災局 (災害消防課)	他各局	県教育委員会	神奈川県警察本部			その他の県の機関			県総合防災センター	各土木事務所・治水事務所		かながわ県民活動サポートセンター	各地域県政総合センター		工業保安課川崎駐在事務所	がんセンター		(企)各事務所(水道・ダム)	こども医療センター		各市町村・各消防機関			川崎市・川崎市消防局	横浜市・横浜市消防局		各市町村	足柄消防組合		国の機関			横浜地方気象台	第三管区海上保安本部		陸上自衛隊武山駐屯地	海上自衛隊横須賀地方総監部		その他の機関			日赤神奈川支部	県医師会	NHK横浜	ラジオ日本	横浜エフエム	テレビ神奈川	JR東日本	東京急行	京浜急行	相模鉄道	東京電力	東京ガス	日本通運横浜支店	水道企業団	県トラック協会	
防災関係機関																																																																																																																																		
神奈川県庁																																																																																																																																		
くらし安全防災局 (危機管理防災課)	他各局	県教育委員会																																																																																																																																
神奈川県警察本部																																																																																																																																		
その他の県の機関																																																																																																																																		
県総合防災センター	各土木事務所・治水事務所																																																																																																																																	
かながわ県民活動サポートセンター	各地域県政総合センター																																																																																																																																	
(企)各事務所(水道・ダム)	各流域下水道整備事務所																																																																																																																																	
衛生研究所	各保健福祉事務所																																																																																																																																	
各市町村・各消防機関																																																																																																																																		
川崎市・川崎市消防局	横浜市・横浜市消防局																																																																																																																																	
相模原市・相模原市消防局	各市町村																																																																																																																																	
国の機関																																																																																																																																		
横浜地方気象台	第三管区海上保安本部																																																																																																																																	
陸上自衛隊武山駐屯地	海上自衛隊横須賀地方総監部																																																																																																																																	
その他の機関																																																																																																																																		
日赤神奈川支部	県医師会	NHK横浜																																																																																																																																
ラジオ日本	横浜エフエム	テレビ神奈川																																																																																																																																
JR東日本	東京急行	京浜急行																																																																																																																																
相模鉄道	東京電力	東京ガス																																																																																																																																
日本通運横浜支店	水道企業団	県トラック協会																																																																																																																																
防災関係機関																																																																																																																																		
神奈川県庁																																																																																																																																		
安全防災局 (災害消防課)	他各局	県教育委員会																																																																																																																																
神奈川県警察本部																																																																																																																																		
その他の県の機関																																																																																																																																		
県総合防災センター	各土木事務所・治水事務所																																																																																																																																	
かながわ県民活動サポートセンター	各地域県政総合センター																																																																																																																																	
工業保安課川崎駐在事務所	がんセンター																																																																																																																																	
(企)各事務所(水道・ダム)	こども医療センター																																																																																																																																	
各市町村・各消防機関																																																																																																																																		
川崎市・川崎市消防局	横浜市・横浜市消防局																																																																																																																																	
各市町村	足柄消防組合																																																																																																																																	
国の機関																																																																																																																																		
横浜地方気象台	第三管区海上保安本部																																																																																																																																	
陸上自衛隊武山駐屯地	海上自衛隊横須賀地方総監部																																																																																																																																	
その他の機関																																																																																																																																		
日赤神奈川支部	県医師会	NHK横浜																																																																																																																																
ラジオ日本	横浜エフエム	テレビ神奈川																																																																																																																																
JR東日本	東京急行	京浜急行																																																																																																																																
相模鉄道	東京電力	東京ガス																																																																																																																																
日本通運横浜支店	水道企業団	県トラック協会																																																																																																																																
第2部 第1章 第3	34	<p>【川崎市の主な通信体制】</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">石油コンビナート関係機関</th></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県コンビナート等防災本部</th></tr> <tr><td>横浜市消防局</td><td>大黒・神奈川共同防災センター</td><td>扇島地区共同防災協議会</td></tr> <tr><td>横浜市総務局危機管理室</td><td>ENEOS(株) 根岸製油所</td><td>川崎市水江地区防災協議会</td></tr> <tr><td>横浜市港湾局</td><td>川崎市消防局</td><td>(株) JERA東扇島火力発電所</td></tr> <tr><td>横浜市消防局鶴見消防署</td><td>川崎市港湾局</td><td>(株) JERA川崎火力発電所</td></tr> <tr><td>横浜市消防局神奈川消防署</td><td>川崎市消防局臨港消防署</td><td>(株) JERA横浜火力発電所</td></tr> <tr><td>横浜市消防局磯子消防署</td><td>浮島共同防災協議会</td><td>(株) JERA南横浜火力発電所</td></tr> <tr><td>横浜市消防局金沢消防署</td><td>川崎市千鳥地区防災協議会</td><td></td></tr> <tr><td>安善町共同防災組織</td><td>扇町地区共同防災協議会</td><td></td></tr> </table>	石油コンビナート関係機関			神奈川県コンビナート等防災本部			横浜市消防局	大黒・神奈川共同防災センター	扇島地区共同防災協議会	横浜市総務局危機管理室	ENEOS(株) 根岸製油所	川崎市水江地区防災協議会	横浜市港湾局	川崎市消防局	(株) JERA東扇島火力発電所	横浜市消防局鶴見消防署	川崎市港湾局	(株) JERA川崎火力発電所	横浜市消防局神奈川消防署	川崎市消防局臨港消防署	(株) JERA横浜火力発電所	横浜市消防局磯子消防署	浮島共同防災協議会	(株) JERA南横浜火力発電所	横浜市消防局金沢消防署	川崎市千鳥地区防災協議会		安善町共同防災組織	扇町地区共同防災協議会		<p>【川崎市の主な通信体制】</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">石油コンビナート関係機関</th></tr> <tr><th colspan="3">神奈川県コンビナート等防災本部</th></tr> <tr><td>横浜市消防局</td><td>新日本石油精製(株) 根岸精油所</td><td>横須賀市消防局</td></tr> <tr><td>横浜市消防局危機管理室</td><td>川崎市消防局</td><td>横須賀三浦地域県政総合センター</td></tr> <tr><td>横浜市港湾局</td><td>川崎市港湾局</td><td>横須賀市港湾部</td></tr> <tr><td>横浜市消防局鶴見消防署</td><td>川崎市消防局臨港消防署</td><td>横須賀市消防局防災課</td></tr> <tr><td>横浜市消防局神奈川消防署</td><td>浮島共同防災協議会</td><td>横須賀市消防局南消防署</td></tr> <tr><td>横浜市消防局磯子消防署</td><td>川崎市千鳥地区防災協議会</td><td>東京電力(株) 西火力発電所 横須賀火力発電所</td></tr> <tr><td>横浜市消防局金沢消防署</td><td>扇町地区共同防災協議会</td><td></td></tr> <tr><td>安善町共同防災組織</td><td>扇島地区共同防災協議会</td><td></td></tr> <tr><td>大黒・神奈川共同防災センター</td><td>川崎市水江地区防災協議会</td><td></td></tr> </table>	石油コンビナート関係機関			神奈川県コンビナート等防災本部			横浜市消防局	新日本石油精製(株) 根岸精油所	横須賀市消防局	横浜市消防局危機管理室	川崎市消防局	横須賀三浦地域県政総合センター	横浜市港湾局	川崎市港湾局	横須賀市港湾部	横浜市消防局鶴見消防署	川崎市消防局臨港消防署	横須賀市消防局防災課	横浜市消防局神奈川消防署	浮島共同防災協議会	横須賀市消防局南消防署	横浜市消防局磯子消防署	川崎市千鳥地区防災協議会	東京電力(株) 西火力発電所 横須賀火力発電所	横浜市消防局金沢消防署	扇町地区共同防災協議会		安善町共同防災組織	扇島地区共同防災協議会		大黒・神奈川共同防災センター	川崎市水江地区防災協議会		時点修正																																																															
石油コンビナート関係機関																																																																																																																																		
神奈川県コンビナート等防災本部																																																																																																																																		
横浜市消防局	大黒・神奈川共同防災センター	扇島地区共同防災協議会																																																																																																																																
横浜市総務局危機管理室	ENEOS(株) 根岸製油所	川崎市水江地区防災協議会																																																																																																																																
横浜市港湾局	川崎市消防局	(株) JERA東扇島火力発電所																																																																																																																																
横浜市消防局鶴見消防署	川崎市港湾局	(株) JERA川崎火力発電所																																																																																																																																
横浜市消防局神奈川消防署	川崎市消防局臨港消防署	(株) JERA横浜火力発電所																																																																																																																																
横浜市消防局磯子消防署	浮島共同防災協議会	(株) JERA南横浜火力発電所																																																																																																																																
横浜市消防局金沢消防署	川崎市千鳥地区防災協議会																																																																																																																																	
安善町共同防災組織	扇町地区共同防災協議会																																																																																																																																	
石油コンビナート関係機関																																																																																																																																		
神奈川県コンビナート等防災本部																																																																																																																																		
横浜市消防局	新日本石油精製(株) 根岸精油所	横須賀市消防局																																																																																																																																
横浜市消防局危機管理室	川崎市消防局	横須賀三浦地域県政総合センター																																																																																																																																
横浜市港湾局	川崎市港湾局	横須賀市港湾部																																																																																																																																
横浜市消防局鶴見消防署	川崎市消防局臨港消防署	横須賀市消防局防災課																																																																																																																																
横浜市消防局神奈川消防署	浮島共同防災協議会	横須賀市消防局南消防署																																																																																																																																
横浜市消防局磯子消防署	川崎市千鳥地区防災協議会	東京電力(株) 西火力発電所 横須賀火力発電所																																																																																																																																
横浜市消防局金沢消防署	扇町地区共同防災協議会																																																																																																																																	
安善町共同防災組織	扇島地区共同防災協議会																																																																																																																																	
大黒・神奈川共同防災センター	川崎市水江地区防災協議会																																																																																																																																	

<p>第2部 第1章 第4</p>	<p>34</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略) 1 基本的考え方《危機管理本部・消防局・関係各局(室)区》 (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項《危機管理本部・消防局》 (略) (4) 定期的な体制の検証《危機管理本部》 (略) 35 2 警報等の伝達に必要な準備《危機管理本部》 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) イ 迅速かつ効果的な伝達体制 警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオ等の放送事業者（指定公共機関）による緊急放送が行われることとなっているが、市では、これと並行し防災行政無線（同報系）による一斉放送をはじめ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<u>コミュニティFM</u>（かわさきFM）、<u>SNS</u>、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略) 1 基本的考え方《危機管理室・消防局・関係各局(室)区》 (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項《危機管理室・消防局》 (略) (4) 定期的な体制の検証《危機管理室》 (略) 2 警報等の伝達に必要な準備《危機管理室》 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) イ 迅速かつ効果的な伝達体制 警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオ等の放送事業者（指定公共機関）による緊急放送が行われることとなっているが、市では、これと並行し防災行政無線（同報系）による一斉放送をはじめ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<u>コミュニティFM</u>（かわさきFM）、<u>Twitter</u>、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
<p>第2部 第1章 第4</p>	<p>37</p>	<p>4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備《危機管理本部》</p>	<p>4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備《危機管理室》</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

第2部 第1章 第6	38	<p>第6 研修及び訓練《危機管理本部・消防局》 (略)</p> <p>1 研修 (1) 研修機関における研修の活用 市は、国民保護の知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、県自治総合研修センター、<u>(削除)</u> 県消防学校等の研修機関及び市担当局からの依頼に基づく消防局による消防訓練所等を利用しての研修等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	<p>第6 研修及び訓練《危機管理室・消防局》 (略)</p> <p>1 研修 (1) 研修機関における研修の活用 市は、国民保護の知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、県自治総合研修センター、<u>市職員研修所</u>、県消防学校等の研修機関及び市担当局からの依頼に基づく消防局による消防訓練所を利用しての研修等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	組織改正に伴う変更
第2部 第1章 第6	39	<p>2 訓練 (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行う。</u> ・ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。 	<p>2 訓練 (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。 	県の計画変更を受けた変更
第2部 第2章	41 42	<p>1 避難に関する基本的事項《危機管理本部》 (略)</p> <p>(2) 近隣の自治体との連携の確保 《危機管理本部・消防局》 (略)</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 《市民文化局・子ども未来局・健康福祉局・各区役所》</p>	<p>1 避難に関する基本的事項《危機管理室》 (略)</p> <p>(2) 近隣の自治体との連携の確保 《危機管理室・消防局》 (略)</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 《総務局・健康福祉局・各区役所》</p>	組織改正に伴う変更

	<p>(略)</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保 《危機管理本部》</p> <p>(略)</p> <p>(5) 学校や事業所との連携 《危機管理本部・教育委員会》</p> <p>(略)</p> <p>(6) 大規模集客施設及び大規模集合住宅等との連携 《危機管理本部・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成 《危機管理本部・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>3 救援に関する基本的事項 《関係各局(室)区》</p> <p>(1) 救援に関する基礎的資料の準備</p> <p>(略)</p> <p>ア 物資 《危機管理本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄場所、備蓄物資等 <p>(略)</p> <p>(2) 県との調整 《危機管理本部》</p> <p>(略)</p> <p>(5) 電気通信事業者との調整 《危機管理本部》</p> <p>(略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 《危機管理本部・港湾局・交通局》</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保 《危機管理室》</p> <p>(略)</p> <p>(5) 学校や事業所との連携 《危機管理室・教育委員会》</p> <p>(略)</p> <p>(6) 大規模集客施設及び大規模集合住宅等との連携 《危機管理室・消防局》</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成 《危機管理室・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>3 救援に関する基本的事項 《関係各局(室)区》</p> <p>(1) 救援に関する基礎的資料の準備</p> <p>(略)</p> <p>ア 物資 《危機管理室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄場所、備蓄物資等 <p>(略)</p> <p>(2) 県との調整 《危機管理室》</p> <p>(略)</p> <p>(5) 電気通信事業者との調整 《危機管理室》</p> <p>(略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 《危機管理室・港湾局・交通局》</p> <p>(略)</p>	
--	--	--	--

<p>第2部 第2章</p>	<p>44</p>	<p>5 避難施設の指定《危機管理本部》 (略) (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ア 市は、原則として市立小学校、中学校、高等学校、 聾学校、<u>看護大学</u>及び南部防災センター等を避難所に 指定する。 (略) ウ 武力攻撃事態（特にNBC攻撃）等における防御機 能（爆風等からの直接の被害を軽減するためのコンク リート造り等の堅ろうな建築物<u>や地下街、地下駅舎等</u> <u>の地下施設・気密性</u>に優れ、外気との遮断が可能な建 築物）等の施設状況等の留意事項を勘案した上で、施 設の確保に努める。 (略) 45 (5) 避難施設の状況の把握 市は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用す ることができ、<u>また、避難施設に住民を可能な限り受け入 れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握 するなど</u>避難施設の状況を把握するよう努める。</p>	<p>5 避難施設の指定《危機管理室》 (略) (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ア 市は、原則として市立小学校、中学校、高等学校、 聾学校、<u>看護短期大学</u>及び南部防災センター等を避難 所に指定する。 (略) ウ 武力攻撃事態（特にNBC攻撃）等における防御機 能（爆風等からの直接の被害を軽減するためのコンク リート造り等の堅ろうな建築物・<u>機密性</u>に優れ、外気 との遮断が可能な建築物）等の施設状況等の留意事項 を勘案した上で、施設の確保に努める。 (略) (5) 避難施設の状況の把握 市は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用す ることができるよう、避難施設の状況を把握するよう努め る。</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p> <p>県の計画 変更を受 けた変更 等</p>
<p>第2部 第3章</p>	<p>46</p>	<p>1 生活関連等施設の把握と安全確保《危機管理本部・関係各局 (室)区》</p>	<p>1 生活関連等施設の把握と安全確保《危機管理室・関係各局 (室)区》</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p>

第2部 第3章	46	(2) 生活関連等施設の安全確保措置 (略) <table border="1" data-bbox="365 193 1151 922"> <tr> <th colspan="2">国民保護法施行令</th> <th>施設の種類</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条 (危険物質等)</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒薬及び劇薬(医薬品医療機器等法)</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>事業用電気工作物内の高圧ガス</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> </tr> </table>	国民保護法施行令		施設の種類	(略)			第28条 (危険物質等)	1号	危険物	2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)	3号	火薬類	4号	高圧ガス	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	6号	核原料物質	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	8号	毒薬及び劇薬(医薬品医療機器等法)	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス	10号	生物剤、毒素	11号	毒性物質	(2) 生活関連等施設の安全確保措置 (略) <table border="1" data-bbox="1207 193 1993 900"> <tr> <th colspan="2">国民保護法施行令</th> <th>施設の種類</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条 (危険物質等)</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒薬及び劇薬(薬事法)</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>事業用電気工作物内の高圧ガス</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> </tr> </table>	国民保護法施行令		施設の種類	(略)			第28条 (危険物質等)	1号	危険物	2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)	3号	火薬類	4号	高圧ガス	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	6号	核原料物質	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	8号	毒薬及び劇薬(薬事法)	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス	10号	生物剤、毒素	11号	毒性物質	法律名称 の改正に よる変更
国民保護法施行令		施設の種類																																																												
(略)																																																														
第28条 (危険物質等)	1号	危険物																																																												
	2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)																																																												
	3号	火薬類																																																												
	4号	高圧ガス																																																												
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)																																																												
	6号	核原料物質																																																												
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)																																																												
	8号	毒薬及び劇薬(医薬品医療機器等法)																																																												
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス																																																												
	10号	生物剤、毒素																																																												
	11号	毒性物質																																																												
国民保護法施行令		施設の種類																																																												
(略)																																																														
第28条 (危険物質等)	1号	危険物																																																												
	2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)																																																												
	3号	火薬類																																																												
	4号	高圧ガス																																																												
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)																																																												
	6号	核原料物質																																																												
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)																																																												
	8号	毒薬及び劇薬(薬事法)																																																												
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス																																																												
	10号	生物剤、毒素																																																												
	11号	毒性物質																																																												
第2部 第4章	48	2 市における備蓄《関係各局(室)区》 (略) 【川崎市における主な備蓄品及び備蓄場所】 (令和5年4月1日現在) <table border="1" data-bbox="349 1075 1111 1326"> <thead> <tr> <th>類目</th> <th>備蓄品内容</th> <th>計画上の呼称</th> <th>備蓄場所</th> <th>拠点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料・生活必需品</td> <td>アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛</td> <td>災害用備蓄物資等備蓄場所</td> <td>集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所</td> <td>193箇所</td> </tr> </tbody> </table>	類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数	食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛	災害用備蓄物資等備蓄場所	集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所	193箇所	2 市における備蓄《関係各局(室)区》 (略) 【川崎市における主な備蓄品及び備蓄場所】 (平成26年10月1日現在) <table border="1" data-bbox="1191 1075 1953 1326"> <thead> <tr> <th>類目</th> <th>備蓄品内容</th> <th>計画上の呼称</th> <th>備蓄場所</th> <th>拠点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料・生活必需品</td> <td>アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛</td> <td>災害用備蓄物資等備蓄場所</td> <td>集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所</td> <td>193箇所</td> </tr> </tbody> </table>	類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数	食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛	災害用備蓄物資等備蓄場所	集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所	193箇所	時点修正																																						
類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数																																																										
食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛	災害用備蓄物資等備蓄場所	集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所	193箇所																																																										
類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数																																																										
食料・生活必需品	アルファ米、同(おかゆ)、粉ミルク、毛	災害用備蓄物資等備蓄場所	集中備蓄倉庫(区道路公園センター・指定された公園等)・各避難所	193箇所																																																										

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等</td> <td></td> <td>(市立小・中学校等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td>災害時応急給 水拠点</td> <td>各区に 27～56 箇所</td> <td>285 箇 所</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td></td> <td>医薬品等備蓄 場所</td> <td><u>市内調剤薬局・市立病 院・各区地域まもり 支援センター等に備蓄 し、医療救護所におい て使用</u></td> <td>78 箇所</td> </tr> </table>		布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等		(市立小・中学校等)		飲料水		災害時応急給 水拠点	各区に 27～56 箇所	285 箇 所	医薬品		医薬品等備蓄 場所	<u>市内調剤薬局・市立病 院・各区地域まもり 支援センター等に備蓄 し、医療救護所におい て使用</u>	78 箇所	
	布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等		(市立小・中学校等)															
飲料水		災害時応急給 水拠点	各区に 27～56 箇所	285 箇 所														
医薬品		医薬品等備蓄 場所	<u>市内調剤薬局・市立病 院・各区地域まもり 支援センター等に備蓄 し、医療救護所におい て使用</u>	78 箇所														
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等</td> <td></td> <td>(市立小・中学校等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td>災害時応急給 水拠点</td> <td>各区に 11～32 箇所</td> <td>139 箇 所</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td></td> <td>医薬品等備蓄 場所</td> <td><u>健康福祉局が備蓄し、 市立病院・区保健福祉 センター・地区健康福 祉ステーション等の医 療救護所において使用</u></td> <td>19 箇所</td> </tr> </table>		布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等		(市立小・中学校等)		飲料水		災害時応急給 水拠点	各区に 11～32 箇所	139 箇 所	医薬品		医薬品等備蓄 場所	<u>健康福祉局が備蓄し、 市立病院・区保健福祉 センター・地区健康福 祉ステーション等の医 療救護所において使用</u>	19 箇所	
	布、トイレッ トペーパー、 紙おむつ、生 理用品等		(市立小・中学校等)															
飲料水		災害時応急給 水拠点	各区に 11～32 箇所	139 箇 所														
医薬品		医薬品等備蓄 場所	<u>健康福祉局が備蓄し、 市立病院・区保健福祉 センター・地区健康福 祉ステーション等の医 療救護所において使用</u>	19 箇所														
第2部 第5章	50	<p>第5章 国民保護に関する啓発《<u>危機管理本部</u>》 (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓 発《<u>危機管理本部</u>・消防局》</p> <p>(1) 発見者の通報の義務等</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等 に対する通報義務（法第98条 ※注1）、不審物等が発見した 場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活 用して市民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル<u>落下時を含む武力攻撃事態</u>や 地域においてテロが発生した場合等において、<u>市民が適切 な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）</u> が作成する各種資料や防災に関する行動マニュアルなど も活用しながら、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>によ</p>	<p>第5章 国民保護に関する啓発《<u>危機管理室</u>》 (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓 発《<u>危機管理室</u>・消防局》</p> <p>(1) 発見者の通報の義務等</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等 に対する通報義務（法第98条 ※注1）、不審物等が発見した 場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活 用して市民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテ ロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、 国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルな ども活用しながら、市民に対し周知するよう努める。</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p> <p>県計画の 変更 に伴う変更</p>														

		<u>る情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から</u> 市民に対し周知するよう努める。		
第3部 第1章	52	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 《危機管理本部》 (略)	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 《危機管理室》 (略)	組織改正に伴う変更
	53	(3) 市警戒体制 各局(室)区長は、市職員及び市民からの連絡その他の情報により、危機事象の発生(兆候等を含む。)を把握した場合は、直ちにその旨を <u>危機管理監宛て</u> に報告する。 <u>危機管理本部</u> は、危機事象について、情報等の収集や分析に努めた結果、災害につながる予兆を捉えた場合には、室内の体制を強化した「市警戒体制」により初動体制を強化し、関係機関との情報共有化を図る。 <u>危機管理監</u> は直ちに危機管理担当副市長及び市長に報告し、対処についての指示、命令を受ける。 (4) 市警戒本部体制 情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市(<u>危機管理本部</u>)は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図る。 市警戒本部は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国の事態認定の有無にかかわらず、本市に対し市対策本部の設置の指示がない場合において設置するものとし、災害の発生・拡大を警戒するとともに、情報収集と伝達、応急対策活動などを行う。 <u>危機管理監</u> は、危機管理担当副市長及び市長に事態の状	(3) 市警戒体制 各局(室)区長は、市職員及び市民からの連絡その他の情報により、危機事象の発生(兆候等を含む。)を把握した場合は、直ちにその旨を <u>総務局危機管理室長あて</u> に報告する。 <u>総務局危機管理室</u> は、危機事象について、情報等の収集や分析に努めた結果、災害につながる予兆を捉えた場合には、室内の体制を強化した「市警戒体制」により初動体制を強化し、関係機関との情報共有化を図る。 <u>総務局危機管理室長</u> は直ちに危機管理担当副市長及び市長に報告し、対処についての指示、命令を受ける。 (4) 市警戒本部体制 情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市(<u>総務局危機管理室</u>)は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図る。 市警戒本部は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国の事態認定の有無にかかわらず、本市に対し市対策本部の設置の指示がない場合において設置するものとし、災害の発生・拡大を警戒するとともに、情報収集と伝達、応急対策活動などを行う。 <u>総務局危機管理室長</u> は、危機管理担当副市長及び市長に事	

況等を報告し、対処についての指示、命令を受ける。

(略)

(5) 市警戒本部の構成等

ア 市警戒本部長等

市警戒本部長は、危機管理担当副市長をもって充て、副本部長には危機管理監をもって充てる。

イ 市警戒本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名 称	代 替 職 員
市警戒本部長（危機管理担当副市長）	その他の副市長
市警戒副本部長（ <u>危機管理監</u> ）	本部を構成する局の局長の中から市警戒本部長が指名した者
本部員	各局（室）区においてあらかじめ定めた職員

(略)

オ 事務局

市警戒本部には事務局を置き、危機管理本部がその任に当たる。事務局長は危機管理監をもって充てる。

態の状況等を報告し、対処についての指示、命令を受ける。

(略)

(5) 市警戒本部の構成等

ア 市警戒本部長等

市警戒本部長は、危機管理担当副市長をもって充て、副本部長には総務局長をもって充てる。

イ 市警戒本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名 称	代 替 職 員
市警戒本部長（危機管理担当副市長）	その他の副市長
市警戒副本部長（ <u>総務局長</u> ）	本部を構成する局の局長の中から市警戒本部長が指名した者
本部員	各局（室）区においてあらかじめ定めた職員

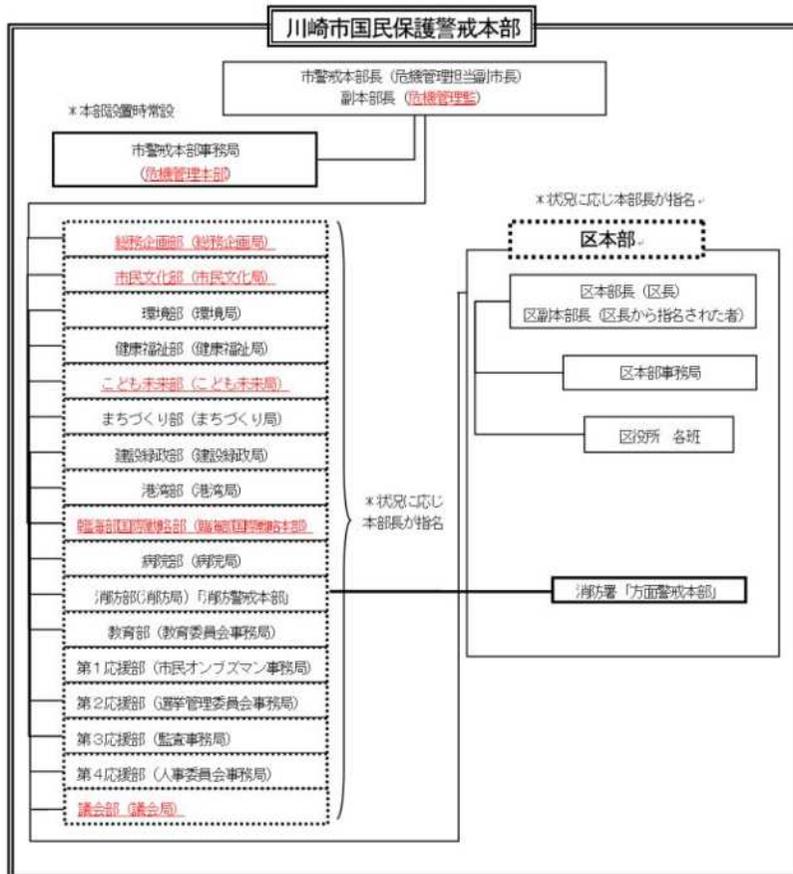
(略)

オ 事務局

市警戒本部には事務局を置き、危機管理室がその任に当たる。事務局長は危機管理室長をもって充てる。

第3部
第1章

55



組織改正
に伴う
変更

第3部
第1章

56

【事態の状況に応じた初動体制】
【職員参集基準】

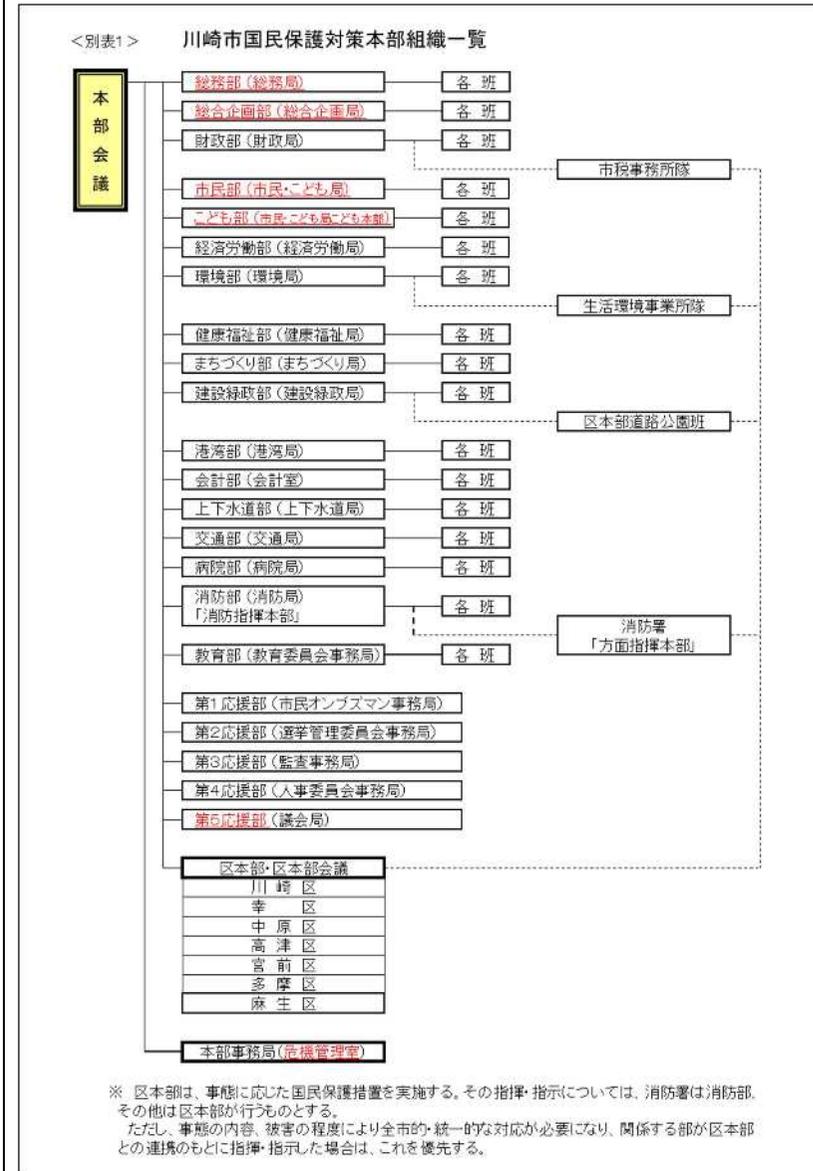
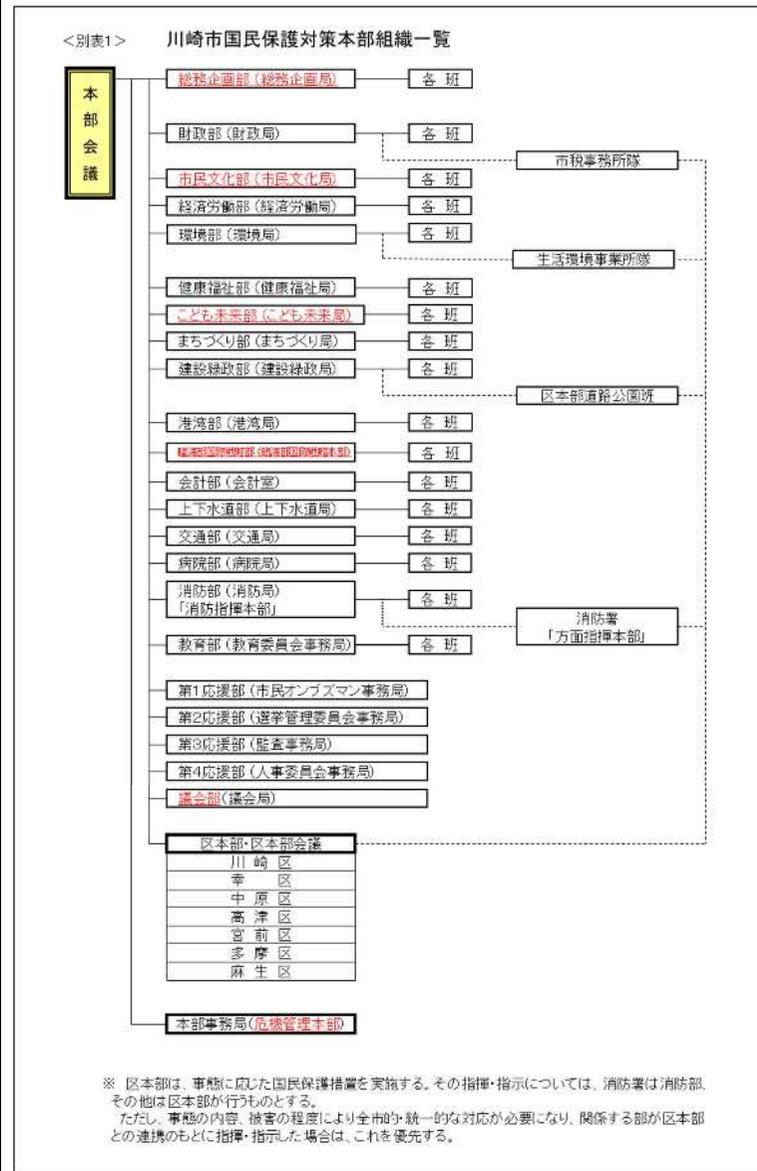
【事態の状況に応じた初動体制】
【職員参集基準】

組織改正
に伴う
変更

		<table border="1"> <tr> <th>事態の状況</th> <th>発令基準</th> <th colspan="2">動員体制</th> <th>動員種別</th> </tr> <tr> <td>事前認定</td> <td>・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）</td> <td>市地域防災計画等に基づく警戒体制</td> <td>危機管理本部</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>事後認定</td> <td>・市対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行</td> <td></td> <td>危機管理本部</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事態の状況	発令基準	動員体制		動員種別	事前認定	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	市地域防災計画等に基づく警戒体制	危機管理本部	(略)					事後認定	・市対策本部設置の通知がない場合	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行		危機管理本部	(略)					<table border="1"> <tr> <th>事態の状況</th> <th>発令基準</th> <th colspan="2">動員体制</th> <th>動員種別</th> </tr> <tr> <td>事前認定</td> <td>・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）</td> <td>市地域防災計画等に基づく警戒体制</td> <td>総務局 危機管理室</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>事後認定</td> <td>・市対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行</td> <td></td> <td>総務局 危機管理室</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	事態の状況	発令基準	動員体制		動員種別	事前認定	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	市地域防災計画等に基づく警戒体制	総務局 危機管理室	(略)					事後認定	・市対策本部設置の通知がない場合	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行		総務局 危機管理室	(略)					
事態の状況	発令基準	動員体制		動員種別																																																		
事前認定	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	市地域防災計画等に基づく警戒体制	危機管理本部																																																		
(略)																																																						
事後認定	・市対策本部設置の通知がない場合	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行		危機管理本部																																																		
(略)																																																						
事態の状況	発令基準	動員体制		動員種別																																																		
事前認定	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護計画に基づく警戒体制（市警戒体制）	市地域防災計画等に基づく警戒体制	総務局 危機管理室																																																		
(略)																																																						
事後認定	・市対策本部設置の通知がない場合	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行		総務局 危機管理室																																																		
(略)																																																						
第3部 第1章	57	<p>【川崎市国民保護計画動員基準】</p> <p>a 各部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政・経済労働・<u>臨海部国際戦略</u> 会計・交通・病院・教育・<u>議会</u> 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）</td> <td></td> <td>連絡員</td> <td>5～10%</td> <td>10～50%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	部名	1号	2号	3号	4号	5号	財政・経済労働・ <u>臨海部国際戦略</u> 会計・交通・病院・教育・ <u>議会</u> 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%	<p>【川崎市国民保護計画動員基準】</p> <p>a 各部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総合企画</u>・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）</td> <td></td> <td>連絡員</td> <td>5～10%</td> <td>10～50%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	部名	1号	2号	3号	4号	5号	<u>総合企画</u> ・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%	組織改正に伴う変更																										
部名	1号	2号	3号	4号	5号																																																	
財政・経済労働・ <u>臨海部国際戦略</u> 会計・交通・病院・教育・ <u>議会</u> 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%																																																	
部名	1号	2号	3号	4号	5号																																																	
<u>総合企画</u> ・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%																																																	

		<table border="1"> <tr> <td>第4応援部(人事委員会事務局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務企画・市民文化・環境・健康福祉・子ども未来・港湾・上下水道</td> <td>連絡員</td> <td>5～10%</td> <td>10～20%</td> <td>20～50%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>まちづくり・建設緑政</td> <td>連絡員</td> <td>5～20%</td> <td>20～40%</td> <td>40～50%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td colspan="4">特別警防体制に必要な人員</td> <td>100%</td> </tr> </table>	第4応援部(人事委員会事務局)						総務企画・市民文化・環境・健康福祉・子ども未来・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%	まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%	消防	特別警防体制に必要な人員				100%							
第4応援部(人事委員会事務局)																																	
総務企画・市民文化・環境・健康福祉・子ども未来・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%																												
まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%																												
消防	特別警防体制に必要な人員				100%																												
		<table border="1"> <tr> <td>第4応援部(人事委員会事務局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5応援部(議会局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務・市民・子ども・環境・健康福祉・港湾・上下水道</td> <td>連絡員</td> <td>5～10%</td> <td>10～20%</td> <td>20～50%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>まちづくり・建設緑政</td> <td>連絡員</td> <td>5～20%</td> <td>20～40%</td> <td>40～50%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td colspan="4">特別警防体制に必要な人員</td> <td>100%</td> </tr> </table>	第4応援部(人事委員会事務局)						第5応援部(議会局)						総務・市民・子ども・環境・健康福祉・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%	まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%	消防	特別警防体制に必要な人員				100%	
第4応援部(人事委員会事務局)																																	
第5応援部(議会局)																																	
総務・市民・子ども・環境・健康福祉・港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%																												
まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%																												
消防	特別警防体制に必要な人員				100%																												
第3部 第2章	59	<p>第2章 市国民保護対策本部の設置等《危機管理本部》 (略)</p> <p>1 市対策本部の設置《危機管理本部》 (略)</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部事務局は、市役所本庁舎高層棟6階「防災センター」に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資器材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。)</p>	<p>第2章 市国民保護対策本部の設置等《危機管理室》 (略)</p> <p>1 市対策本部の設置《危機管理室》 (略)</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部事務局は、市役所第3庁舎7階「防災センター」に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資器材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>本庁舎建替に伴う変更</p>																													
第3部 第2章	60	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (略)</p> <p>ウ 市対策本部事務局〔63頁【市対策本部事務局】参照〕 市対策本部の活動を迅速かつ的確に行うため、市対策</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (略)</p> <p>ウ 市対策本部事務局〔63頁【市対策本部事務局】参照〕 市対策本部の活動を迅速かつ的確に行うため、市対策</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>																													

		本部に市対策本部事務局を設置する。市対策本部事務局は、 <u>危機管理本部</u> の職員を中心に指定された各部局の職員をもって充てる。事務局長は <u>危機管理監</u> をもって充てる。	本部に市対策本部事務局を設置する。市対策本部事務局は、 <u>総務局危機管理室</u> の職員を中心に指定された各部局の職員をもって充てる。事務局長は <u>危機管理室長</u> をもって充てる。	
--	--	---	--	--



組織改正
に伴う
変更

第3部
第2章

62

【各部の分掌事務】 「災害対策本部規程」を準用する。

部(局)名	武力攻撃事態における主な業務
<u>総務企画部</u> (総務企画局)	・災害復興計画に係る総合調整 ・災害関連情報の広報
財政部 (財政局)	・災害対策予算の総合調整 ・災害時契約手続き ・災害に伴う市税等の減免
<u>市民文化部</u> (市民文化局)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・ボランティアとの協力
経済労働部 (経済労働局)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・食料、生活関連物資の調達
環境部 (環境局)	・一般ごみ、災害廃棄物の処理 ・災害用トイレの設置・維持管理・撤去
健康福祉部 (健康福祉局)	・医療の提供及び助産 ・埋葬、火葬等 ・要援護者避難支援 ・被災者の生活支援に係る <u>援護対策</u> ・衛生管理
<u>子ども未来部</u> (子ども未来局)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・入所、通所者の安全確保
まちづくり部 (まちづくり局)	・応急仮設住宅の供与 ・管理施設の安全確保 ・市公共建築物に係る応急対策 ・復興計画の策定
建設緑政部 (建設緑政局)	・避難路に関する総合調整 ・道路の啓開に関する総合調整 ・所管施設利用者への警報の内容の伝達
港湾部 (港湾局)	・港湾施設を活用した住民の避難及び運送措置 ・救援物資の受け入れ(川崎港利用) ・港湾施設の応急対策
<u>臨海部国際戦略部</u> (臨海部国際戦略本部)	・ <u>所管施設利用者への警報の内容の伝達</u>
会計部 (会計室)	・義援金の保管、管理 ・現金及び物品の出納・保管事務 ・他部に対する応援
上下水道部	・避難住民救援措置(水の供給等)

【各部の分掌事務】 「災害対策本部規程」を準用する

部(局)名	武力攻撃事態における主な業務
<u>総務部</u> (総務局)	・国民保護対策本部等の設置・運営 ・本部・区本部、その他関係機関との連絡調整 ・ <u>災害復興</u>
<u>総合企画部</u> (総合企画局)	・復興計画に係る総合調整
財政部 (財政局)	・災害対策予算の総合調整 ・災害時契約手続き ・災害に伴う市税等の減免
<u>市民部</u> (市民・子ども局)	・災害関連情報の広報 ・所管施設利用者への警報の内容の伝達
<u>子ども部</u> (市民・子ども局子ども本 部)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・入所、通所者の安全確保
経済労働部 (経済労働局)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・食料、生活関連物資の調達
環境部 (環境局)	・一般ごみ、災害廃棄物の処理 ・災害用トイレの設置・維持管理・撤去
健康福祉部 (健康福祉局)	・医療の提供及び助産 ・埋葬、火葬等 ・要援護者避難支援 ・被災者の生活支援に係る <u>救護対策</u> ・衛生管理
まちづくり部 (まちづくり局)	・応急仮設住宅の供与 ・管理施設の安全確保 ・市公共建築物に係る応急対策 ・復興計画の策定
建設緑政部 (建設緑政局)	・避難路に関する総合調整 ・道路の啓開に関する総合調整 ・所管施設利用者への警報の内容の伝達
港湾部 (港湾局)	・港湾施設を活用した住民の避難及び運送措置 ・救援物資の受け入れ(川崎港利用) ・港湾施設の応急対策
会計部 (会計室)	・義援金の保管、管理 ・現金及び物品の出納・保管事務

組織改正
に伴う
変更

(上下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急対策 ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保） 		<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
交通部 (交通局)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民避難措置（市バスによる避難住民の運送措置等） ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保） 	上下水道部 (上下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民救援措置（水の供給等） ・下水道施設の応急対策 ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保）
病院部 (病院局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における医療、救護 ・医療救護班の派遣協力 ・医療の提供及び助産等 	交通部 (交通局)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民避難措置（市バスによる避難住民の運送措置等） ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保）
消防部 (消防局) [消防指揮本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ヘリ等を利用した住民への警報内容伝達 ・避難誘導 ・被災者救出活動 ・武力攻撃災害への対処 	病院部 (病院局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における医療、救護 ・医療救護班の派遣協力 ・医療の提供及び助産等
教育部 (教育委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校への警報内容伝達 児童生徒の安全確保と安否情報 ・文化財の保護 ・避難所となる学校との連絡調整 	消防部 (消防局) [消防指揮本部]	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ヘリ等を利用した住民への警報内容伝達 ・避難誘導 ・被災者救出活動 ・武力攻撃災害への対処
第1応援部 (市民ボランティア事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援 	教育部 (教育委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校への警報内容伝達 児童生徒の安全確保と安否情報 ・文化財の保護 ・避難所となる学校との連絡調整
第2応援部 (選挙管理委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援 	第1応援部 (市民ボランティア事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
第3応援部 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援 	第2応援部 (選挙管理委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
第4応援部 (人事委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援 	第3応援部 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
議会部 (議会局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援 	第4応援部 (人事委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
区本部・区本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関への警報内容伝達 ・避難所における救援措置 ・安否情報に関すること ・警報の内容の伝達 ・その他国民保護措置に関すること 	第5応援部 (議会局)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援
市対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置に関する総合調整 ・市対策本部会議の設営及び運営に関すること ・各種情報の収集及び伝達に関すること 	区本部・区本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関への警報内容伝達 ・避難所における救援措置 ・安否情報に関すること ・警報の内容の伝達 ・その他国民保護措置に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 本部司令（市対策本部長及び市対策本部会議の決定事項）の伝達に関すること 神奈川県、その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること 自衛隊等の応援要請及び受入に関すること 各部・区本部との連絡調整に関すること 防災行政無線の統制に関すること 備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること 災害復興に関すること その他国民保護措置に関すること 	<p>市対策本部事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する総合調整 市対策本部会議の設営及び運営に関すること 各種情報の収集及び伝達に関すること 本部司令（市対策本部長及び市対策本部会議の決定事項）の伝達に関すること 神奈川県、その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること 自衛隊等の応援要請及び受入に関すること 各部・区本部との連絡調整に関すること 防災行政無線の統制に関すること 備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること 災害復興に関すること その他国民保護措置に関すること 	
第3部 第2章	63	<p>(4) 市対策本部における広報等《危機管理本部・総務企画局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報の活用</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 電子メール・インターネット等の活用</p> <p>市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」、川崎市ホームページ、<u>川崎市防災ポータルサイト</u>、<u>かわさき防災アプリ</u>、緊急速報メール、<u>SNS</u>、Lアラート（公共情報コモンズ）等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 報道機関への情報提供《総務企画局》</p> <p>(略)</p> <p>オ 広聴の実施《総務企画局》</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 市対策本部における広報等《危機管理室・総務局・市民・子ども局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報の活用</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 電子メール・インターネット等の活用</p> <p>市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」、<u>インターネットサイト</u>川崎市ホームページ、<u>モバイル川崎防災情報ポータルサイト</u>、緊急速報メール、<u>Twitter</u>、Lアラート（公共情報コモンズ）等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 報道機関への情報提供《総務局》</p> <p>(略)</p> <p>オ 広聴の実施《総務局》</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>時点修正</p> <p>組織改正に伴う変更</p>

		<p>(ア) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置する。 ・ 相談業務の担当は、<u>総務企画部</u>及び区本部において所管する。 	<p>(ア) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置する。 ・ 相談業務の担当は、<u>総務部</u>及び区本部において所管する。 	
第3部 第2章	67	2 通信の確保《 <u>危機管理本部</u> ・独自の通信網を持つ局》	2 通信の確保《 <u>危機管理室</u> ・独自の通信網を持つ局》	組織改正に伴う変更
第3部 第3章	69	1 国・県の対策本部との連携《 <u>危機管理本部</u> 》 (略)	1 国・県の対策本部との連携《 <u>危機管理室</u> 》 (略)	組織改正に伴う変更
		2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等《 <u>危機管理本部</u> 》 (略)	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等《 <u>危機管理室</u> 》 (略)	
	70	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等《 <u>危機管理本部</u> 》 (略)	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等《 <u>危機管理室</u> 》 (略)	
		4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託《 <u>危機管理本部</u> 》 (略)	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託《 <u>危機管理室</u> 》 (略)	
		5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請《 <u>危機管理本部</u> 》 (略)	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請《 <u>危機管理室</u> 》 (略)	
	71	6 市の行う応援等《 <u>危機管理本部</u> ・関係各局(室)区》 (略)	6 市の行う応援等《 <u>危機管理室</u> ・関係各局(室)区》 (略)	
		7 ボランティア団体等に対する支援等	7 ボランティア団体等に対する支援等	

		《 <u>危機管理本部</u> ・ <u>市民文化局</u> ・健康福祉局・まちづくり局・消防局・各区役所》	《 <u>危機管理室</u> ・ <u>市民</u> ・ <u>子ども局</u> ・健康福祉局・まちづくり局・消防局・各区役所》	
第3部 第4章 第1	73	<p>第1 警報の伝達等</p> <p>《<u>危機管理本部</u>・<u>総務企画局</u>・<u>市民文化局</u>・<u>子ども未来局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達等《<u>危機管理本部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、<u>川崎市</u>ホームページや<u>川崎市防災ポータルサイト</u>に警報の内容を掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>《<u>危機管理本部</u>・<u>総務企画局</u>・<u>市民文化局</u>・<u>子ども未来局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>《<u>危機管理本部</u>・<u>総務企画局</u>・<u>市民文化局</u>・<u>子ども未来局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p>	<p>第1 警報の伝達等</p> <p>《<u>危機管理室</u>・<u>総務局</u>・<u>市民</u>・<u>子ども局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達等《<u>危機管理室</u>》</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、<u>市の</u>ホームページや<u>防災情報ポータルサイト</u>に警報の内容を掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>《<u>危機管理室</u>・<u>総務局</u>・<u>市民</u>・<u>子ども局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>《<u>危機管理室</u>・<u>総務局</u>・<u>市民</u>・<u>子ども局</u>・健康福祉局・消防局・各区役所》</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>時点修正</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
	74			

<p>第3部 第4章 第2</p>	<p>75 76 79 81 82 82</p>	<p>1 避難の指示の通知・伝達《危機管理本部》 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定《危機管理本部・各区役所》 (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 《危機管理本部・関係各局(室)区》 (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮《健康福祉局・危機管理本部》 (略)</p> <p>(14) 混乱防止対策《危機管理本部》 (略)</p> <p>4 他の市町村からの避難住民の受け入れ 《危機管理本部・関係各局(室)区》</p>	<p>1 避難の指示の通知・伝達《危機管理室》 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定《危機管理室・各区役所》 (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 《危機管理室・関係各局(室)区》 (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮《健康福祉局・危機管理室》 (略)</p> <p>(14) 混乱防止対策《危機管理室》 (略)</p> <p>4 他の市町村からの避難住民の受け入れ 《危機管理室・関係各局(室)区》</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p>
<p>第3部 第5章</p>	<p>87</p>	<p>2 関係機関との連携《危機管理本部》 (略)</p> <p>(2) 日本赤十字社への委託《危機管理本部・健康福祉局》</p>	<p>2 関係機関との連携《危機管理室》 (略)</p> <p>(2) 日本赤十字社への委託《危機管理室・健康福祉局》</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p>
<p>第3部 第5章</p>	<p>88</p>	<p>3 救援の内容《関係各局(室)区》 (略)</p> <p>(1) 避難所の供与《各区役所》 市は、避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するため、原則として市立小・中学校並びに高等学校、豊学校、看護大学及び南部防災センター等に避難所を開設し、避難住民等に供与する。 (略)</p>	<p>3 救援の内容《関係各局(室)区》 (略)</p> <p>(1) 避難所の供与《各区役所》 市は、避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するため、原則として市立小・中学校並びに高等学校、豊学校、看護短期大学及び南部防災センター等に避難所を開設し、避難住民等に供与する。 (略)</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p>

	<p>89</p> <p>90</p>	<p>(3) 飲料水の供給及び食料の供給</p> <p>ア 飲料水の供給活動 《上下水道局、関係各局（室）区》</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに<u>上下水道局経営戦略・危機管理室</u>を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。 <p>(略)</p> <p>(ウ) 応急給水方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水の方法としては、管路の空気弁又は消火栓を利用して、半径 750m 以内に 1 箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。なお、万一拠点給水の実施が不可能な場合又は給水拠点まで受水に来ることができない災害時要援護者や病院等については、可能な限り、給水車並びに給水資器材を用いて、市所有車両、<u>危機管理本部</u>が調達した車両等により輸送し、供給するものとする。 	<p>(3) 飲料水の供給及び食料の供給</p> <p>ア 飲料水の供給活動 《上下水道局、関係各局（室）区》</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに<u>上下水道局庶務課</u>を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。 <p>(略)</p> <p>(ウ) 応急給水方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水の方法としては、管路の空気弁又は消火栓を利用して、半径 750m 以内に 1 箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。なお、万一拠点給水の実施が不可能な場合又は給水拠点まで受水に来ることができない災害時要援護者や病院等については、可能な限り、給水車並びに給水資器材を用いて、市所有車両、<u>総務局長</u>が調達した車両等により輸送し、供給するものとする。 	
<p>第3部 第5章</p>	<p>91</p>	<p>(ウ) 食料の調達方法及び手続き</p> <p>(略)</p> <p>また、市長は、主な協定締結先による支援をもってしてもなお、食料の調達が困難な場合は、農林水産省に対する政府所有米穀等の<u>供給</u>の依頼及び、知事に対し、防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。</p>	<p>(ウ) 食料の調達方法及び手続き</p> <p>(略)</p> <p>また、市長は、主な協定締結先による支援をもってしてもなお、食料の調達が困難な場合は、農林水産省に対する政府所有米穀等の<u>販売</u>の依頼及び、知事に対し、防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。</p>	<p>県計画との整合</p>

<p>第3部 第5章</p>	<p>92</p>	<p>(5) 医療の提供及び助産 《健康福祉局・病院局》</p> <p>(略)</p> <p>イ 医療機関による医療救護活動</p> <p>(ア) <u>地域みまもり支援センター</u>の役割</p> <p>市対策本部又は区本部は、医療の提供及び助産の必要を認めたととき、<u>地域みまもり支援センター</u>に医療救護所を設置し、武力攻撃事態等の発生時における医療救護活動を行うとともに、復旧に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集、提供等を行う。</p> <p>また、<u>地域みまもり支援センター</u>は、武力攻撃事態等の発生時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策及び環境・食品衛生対策等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>93</p> <p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>(ア) 医療救護所の設置</p> <p>市は、医療救護活動の展開を図るに当たり、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域みまもり支援センター</u> <p>(略)</p> <p>(イ) 医療救護班の編成</p> <p><u>区本部保健衛生・福祉班</u>（班の編成については、川崎市災害対策本部規定に準ずる。）、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により</p>	<p>(5) 医療の提供及び助産 《健康福祉局・病院局》</p> <p>(略)</p> <p>イ 医療機関による医療救護活動</p> <p>(ア) <u>保健福祉センター</u>の役割</p> <p>市対策本部又は区本部は、医療の提供及び助産の必要を認めたととき、<u>保健福祉センター</u>に医療救護所を設置し、武力攻撃事態等の発生時における医療救護活動を行うとともに、復旧に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集、提供等を行う。</p> <p>また、<u>保健福祉センター</u>は、武力攻撃事態等の発生時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策及び環境・食品衛生対策等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>(ア) 医療救護所の設置</p> <p>市は、医療救護活動の展開を図るに当たり、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健福祉センター</u> <p>(略)</p> <p>(イ) 医療救護班の編成</p> <p><u>区本部医療救護班</u>（班の編成については、川崎市災害対策本部規定に準ずる。）、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救</p>	<p>組織改正 に伴う 変更</p>
--------------------	-----------	---	---	----------------------------

		<p>医療救護班を編成し、主に軽傷者の医療に当たる。 (略)</p> <p>a 区本部医療救護班</p> <p><u>区本部保健衛生・福祉班</u>は、武力攻撃災害の規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。</p>	<p>護班を編成し、主に軽傷者の医療に当たる。 (略)</p> <p>a 区本部医療救護班</p> <p><u>区本部医療救護班</u>は、武力攻撃災害の規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。</p>									
第3部 第5章	96	<p>(7) 遺体の捜索、収容及び処理 《健康福祉局・各区役所》 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の設置場所 <p>市は、次の表のとおり遺体安置所を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u></td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	名称	所在地	<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4	<p>(7) 遺体の捜索、収容及び処理 《健康福祉局》 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の設置場所 <p>市は、次の表のとおり遺体安置所を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川崎市体育館※</u></td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>※ 平成26年12月から平成29年10月(予定)まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター(川崎区渡田新町3-2-1)を代替施設とする。</u></p>	名称	所在地	<u>川崎市体育館※</u>	川崎区富士見1-1-4	組織改正に伴う変更
名称	所在地											
<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4											
名称	所在地											
<u>川崎市体育館※</u>	川崎区富士見1-1-4											

第3部 第5章	99	4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 《 危機管理本部 ・健康福祉局・病院局・消防局・各区役所》 (略) (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。	4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 《 危機管理室 ・健康福祉局・病院局・消防局・各区役所》 (略) (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 救護班を編成し、 緊急 被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。	組織改正 に伴う 変更 時点修正
第3部 第5章	99	5 救援の際の物資の売渡し要請等 《 危機管理本部 ・経済労働局・健康福祉局・まちづくり局・病院局・各区役所ほか》	5 救援の際の物資の売渡し要請等 《 危機管理室 ・経済労働局・健康福祉局・まちづくり局・病院局・各区役所ほか》	組織改正 に伴う 変更
第3部 第6章	101	第6章 安否情報の収集・提供 《 危機管理本部 ・ 総務企画局 ・健康福祉局・教育委員会・各区役所など》	第6章 安否情報の収集・提供 《 危機管理室 ・ 市民・子ども局 ・健康福祉局・教育委員会・各区役所など》	組織改正 に伴う 変更
第3部 第7章 第1	104	第1 武力攻撃災害への対処 《 危機管理本部 ・関係各局(室)区》	第1 武力攻撃災害への対処 《 危機管理室 ・関係各局(室)区》	組織改正 に伴う 変更

第3部 第7章 第2	105	1 退避の指示《 危機管理本部 ・関係各局(室)区》 (略)	1 退避の指示《 危機管理室 ・関係各局(室)区》 (略)	組織改正 に伴う 変更
	106	2 警戒区域の設定《 危機管理本部 ・ 総務企画局 ・消防局・各区 役所》 (略)	2 警戒区域の設定《 危機管理室 ・ 総務局 ・ 市民 ・ 子ども局 ・消 防局・各区役所》 (略)	
	108	4 消防に関する措置等《 危機管理本部 ・消防局・健康福祉局・ 病院局・ほか関係各局(室)区》	4 消防に関する措置等《 危機管理室 ・消防局・健康福祉局・病 院局・ほか関係各局(室)区》	
第3部 第7章 第3	109	第3 生活関連等施設における災害への対処等《 危機管理本部 ・ 消防局・ほか関係各局(室)区》 (略)	第3 生活関連等施設における災害への対処等《 危機管理室 ・ 消防局・ほか関係各局(室)区》 (略)	組織改正 に伴う 変更
	110	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除《 危機管 理本部 》 (略)	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除《 危機管 理室 》 (略)	
	111	3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止《 危 機管理本部 》	3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止《 危 機管理室 》	
第3部 第7章 第4	111	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対 処等 《 危機管理本部 ・消防局・関係各局(室)区(健康福祉局・病院局 ほか)》	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対 処等 《 危機管理室 ・消防局・関係各局(室)区(健康福祉局・病院局ほ か)》	組織改正 に伴う 変更

第3部 第11章	125	<p>4 特殊標章等の交付及び管理《危機管理本部・消防局・各区役所》 (略)</p> <p>5 特殊標章等に係る普及啓発《危機管理本部・健康福祉局・消防局・各区役所》</p>	<p>4 特殊標章等の交付及び管理《危機管理室・消防局・各区役所》 (略)</p> <p>5 特殊標章等に係る普及啓発《危機管理室・健康福祉局・消防局・各区役所》</p>	組織改正に伴う変更
第4部 第1章	126	1 基本的考え方《 危機管理本部 》	1 基本的考え方《 危機管理室 》	組織改正に伴う変更
第6部 用語集	130	<p>○ LGWAN（エルジーワン Local Government WAN） 地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである<u>政府共通ネットワーク</u>にも接続されている。</p>	<p>○ LGWAN（エルジーワン Local Government WAN） 地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである<u>霞ヶ関WAN</u>にも接続されている。</p>	時点修正
第6部 用語集	133	<p>○ 指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力規制委員会</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>	<p>○ 指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>	時点修正